

## 鹿 児 島 県 公 報

平成29年 2 月 28 日（火）第3292号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 告 示

- 保安林の指定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 救急病院等の認定 (地域医療整備課取扱い) 2
- 漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧 (2件) (水産振興課取扱い) 2
- 農業振興地域の区域の変更 (農村振興課取扱い) 3
- 県営土地改良事業の計画の変更 (農地整備課取扱い) 3
- 県営土地改良事業に係る換地処分 (農地整備課取扱い) 3
- 団体営土地改良事業に係る換地処分 (農地整備課取扱い) 3
- 県営土地改良事業の工事の完了 (2件) (農地整備課取扱い) 3
- 都市計画道路事業の事業計画の変更認可 (都市計画課取扱い) 4
- 鹿児島県手数料徴収条例別表第1 土木部の表14の4の項に規定する知事が認める書類 (※) (建築課取扱い) 4

## 公 告

- 一般競争入札公告 (税務課取扱い) 4
- 河川法に基づく米之津川水系河川整備計画の公表 (河川課取扱い) 7
- 落札者等の公告 (農業開発総合センター取扱い) 7

## 人 事 委 員 会 公 告

- 鹿児島県職員採用試験公告 (総務課取扱い) 8

## 公 安 委 員 会 規 則

- 鹿児島県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則 (※) (警務課取扱い) 9
- 鹿児島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 (※) (警務課取扱い) 9
- 交番，駐在所等の名称，位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則 (※) (地域課取扱い) 10
- 鹿児島県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則 (※) (組織犯罪対策課取扱い) 10

## 公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 10

## 告 示

## 鹿児島県告示第218号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により，次のとおり保安林として指定する。

平成29年 2 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林の所在場所  
西之表市安城字鳥之峯1263番11
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び西之表市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 鹿児島県告示第219号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成29年 2 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

## 1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
鹿児島赤十字病院	鹿児島市平川町2545番地

## 2 認定の有効期限

平成32年 2 月 29 日

## 鹿児島県告示第220号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成29年 2 月 28 日から同年 3 月 14 日まで甬島漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成29年 2 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

## 1 発起人の住所及び氏名

薩摩川内市里町里3511番地 2 本一春

薩摩川内市里町里3547番地 角弘久

薩摩川内市里町里3509番地 2 濱重喜

## 2 加入区

里加入区

## 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

甬島漁業協同組合

## 鹿児島県告示第221号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成29年 2 月 28 日から同年 3 月 14 日まで福山町漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成29年 2 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

## 1 発起人の住所及び氏名

霧島市福山町福山1115番地 1 赤石透

霧島市福山町福山815番地 8 大園嘉和

霧島市福山町福山3094番地 1 田ノ上義信

- 2 加入区  
福山加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
福山町漁業協同組合

**鹿児島県告示第222号**

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、薩摩川内農業振興地域の区域（平成23年2月15日鹿児島県告示第160号による変更後の区域）を次のとおり変更する。

平成29年2月28日

鹿児島県知事 三反園訓

薩摩川内農業振興地域の区域

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県農政部農村振興課及び北薩地域振興局農林水産部農政普及課並びに薩摩川内市農政課に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第223号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備（通作・基幹）（旧：農林漁業用揮発油税財源身替農道整備）（農道整備）横山地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年2月28日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称  
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成29年3月1日から同月29日まで
- 3 縦覧場所  
西之表市役所農林水産課

**鹿児島県告示第224号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備（一般型）中種子地区第4換地区の換地計画に係る換地処分を、平成29年2月8日に行った。

平成29年2月28日

鹿児島県知事 三反園訓

**鹿児島県告示第225号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第1項の規定により、大崎町が行う土地改良事業団体営農地耕作条件改善（旧：農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（基盤整備））持留地区の換地計画に係る換地処分は、平成29年2月14日に行われた。

平成29年2月28日

鹿児島県知事 三反園訓

**鹿児島県告示第226号**

土地改良事業県営農地防災（農業用河川工作物応急対策事業）（農業用排水施設整備）下井手地区の工事は、平成27年6月24日に完了した。

平成29年2月28日

鹿児島県知事 三反園訓

**鹿児島県告示第227号**

土地改良事業県営農業用河川工作物応急対策（農業用排水施設整備）樗木畠地区の工事は、平成26年 3 月 24 日に完了した。

平成29年 2 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

**鹿児島県告示第228号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により，都市計画事業の事業計画の変更を認可したので，次のとおり告示する。

平成29年 2 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 施行者の名称  
霧島市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 国分都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・4・15号新川北線
- 3 事業施行期間  
平成23年 1 月 4 日から平成32年 3 月 31日まで（変更前平成29年 3 月 31日まで）
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

**鹿児島県告示第229号**

鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）別表第 1 土木部の表14の 4 の項に規定する知事が認める書類を次のとおり定め，平成29年 4 月 1 日から施行する。

なお，平成21年 7 月 10日鹿児島県告示第820号（鹿児島県手数料徴収条例別表第 1 土木部の表14の 3 の項に規定する知事が認める書類）は，平成29年 3 月 31日限り廃止する。

平成29年 2 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県手数料徴収条例別表第 1 土木部の表14の 4 の項に規定する知事が認める書類は，住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関が交付する長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証とする。

---

**公 告**

---

**一般競争入札公告**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第 1 項の規定により，物品等の借入について，次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成29年 2 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 入札に付する事項
  - (1) 借入をする物品等の名称及び数量  
税務総合システムサーバ機器等の賃貸借 一式
  - (2) 借入をする物品等の特質等  
入札説明書による。
  - (3) 納入期限

平成30年 1 月 31 日

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 借入期間

平成30年 2 月 1 日から平成36年 1 月 31 日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

(1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

(2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 納入しようとする物品の機能等証明書を平成29年 3 月 31 日午後 5 時までに 4 の(2)の場所に提出し、当該役務を提供することができることを証明した者であること。

なお、機能等証明書を発売予定の物品で提出する場合は、1 の(1)の物品を要求仕様書の示す納入期限までに納入することができる旨の当該物品製造元の証明書を併せて添付すること。

また、提出した機能等証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で 2 の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成29年 2 月 28 日から同年 3 月 10 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 入札書の提出場所  
鹿児島県総務部税務課税務電算係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
- (3) 入札書の提出方法  
(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。
- (4) 入札書の提出期限  
平成29年 4 月 18 日 午後 5 時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）
- (5) 開札の日時及び場所  
ア 日時 平成29年 4 月 19 日 午後 2 時  
イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎 8 階）管財課入札室
- (6) 入札説明書  
ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。  
イ 入札説明書の交付場所及び交付期限  
㊦ 交付場所 (2)に同じ。  
㊧ 交付期限 平成29年 3 月 21 日 午後 5 時
- 5 契約条項を示す場所及び期限  
4 の(2)及び(6)のイの(㊧)に同じ。
- 6 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金  
見積もる契約金額の100分の 5 以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。  
なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。
  - (2) 契約保証金  
契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。  
なお、契約保証金は、契約履行後還付する。
- 8 入札の無効  
次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。
  - (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
  - (2) 2 以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
  - (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
  - (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
  - (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
  - (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
  - (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
  - (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 9 落札者の決定の方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをし

たものを落札者とする。

- 10 最低制限価格  
設定しない。
- 11 契約書案の提出  
落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先  
鹿児島県総務部税務課税務電算係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-2204  
ファックス番号 099-286-5514
- 13 その他  
(1) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。  
(2) この入札は、この調達に係る平成29年度予算が成立しないときは実施しない。
- 14 SUMMARY  
(1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:  
The Integrated Tax System Server:Complete set  
(2) DELIVERY PERIOD:  
31 January 2018  
(3) DELIVERY PLACE:  
Specified in the bid explanation form  
(4) TIME LIMIT FOR TENDER:  
5:00 p.m. 18 April 2017  
(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:  
Taxation Division  
General Affairs Department  
Kagoshima Prefectural Government  
10-1 Kamoikeshinmachi,Kagoshima City,Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan  
TEL 099-286-2204  
FAX 099-286-5514

河川法に基づく米之津川水系河川整備計画の公表

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により、米之津川水系河川整備計画を定めたので、鹿児島県土木部河川課及び北薩地域振興局建設部河川港湾課において縦覧に供する。

平成29年 2月28日

鹿児島県知事 三反園訓

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成29年 2月28日

鹿児島県農業開発総合センター所長 藤田幸二

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
鹿児島県農業開発総合センターで使用する電気  
年間予想使用電力量 3,167,500キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
鹿児島県農業開発総合センター管理部総務管理課  
南さつま市金峰町大野2200番地
- 3 落札者を決定した日  
平成29年 2月16日

- 4 落札者の氏名及び住所  
ネクストパワーやまと株式会社  
鹿児島市西別府町2995-10
- 5 落札金額  
予想使用電力料金 22,551,248円 (耕種試験研究施設分)  
予想使用電力料金 18,964,056円 (農業大学校分)  
予想使用電力料金 4,789,939円 (農業大学校付帯施設分)
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
平成29年 1 月 6 日

## 人事委員会公告

### 鹿児島県職員採用試験公告

平成29年度鹿児島県職員採用上級特別枠試験を次のとおり実施する。

平成29年 2 月 28 日

鹿児島県人事委員会委員長 平田浩和

#### 1 試験区分及び主な職務内容

試験区分	主な職務内容
総合行政 (行政選択)	知事部局における事務

#### 2 受験資格

##### (1) 次に該当する者

ア 平成4年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者

イ 平成8年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学 (4年制以上のもの) を卒業した者若しくは平成30年3月末までに卒業見込みの者又はこれらと同等の資格があると人事委員会が認める者

##### (2) 次のいずれかに該当する者は受験できない。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 成年被後見人又は被保佐人 (民法の一部を改正する法律の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含む。)

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 鹿児島県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

#### 3 試験の方法、時期及び場所

##### (1) 第1次試験

試験日	試験地	試験種目	合格発表
平成29年4月23日 (日)	鹿児島市	職務基礎力試験 (教養試験, 事務能力試験, 適性検査 (注1)), エントリーシート (注2)	平成29年5月9日 (火)

(注1) 適性検査の結果は、第2次試験の対象者のみ、第2次試験で実施する適性検査の結果と併せて第2次試験の参考とする。

(注2) エントリーシートは、第2次試験の面接試験においても使用する。

##### (2) 第2次試験

試験日	試験地	試験種目	合格発表
平成29年5月21日 (日) から6月2日 (金)	鹿児島市	事例式小論文, 面接試験, 適性検査	平成29年6月中旬

#### 4 受験申込手続等



## (1) インターネットによる受験申込み

受付期間	平成29年 3 月 15 日 (水) 午前 8 時 30 分から同月 28 日 (火) 午後 5 時 15 分までに鹿児島県電子申請共同運営システムのサーバーに到達したものとす。
受験申込方法	鹿児島県のホームページ ( <a href="http://www.pref.kagoshima.jp/">http://www.pref.kagoshima.jp/</a> ) において、必要な事項を入力し、申し込むこと。

## (2) 郵送又は持参による受験申込み

受験申込書配布開始日	平成29年 3 月 1 日 (水)
申込受付期間	平成29年 3 月 15 日 (水) から同月 30 日 (木) まで
受験申込書の請求先	鹿児島県人事委員会事務局、県の各地域振興局総務企画部、各支庁総務企画部及び県外事務所等。ただし、郵送での請求は、鹿児島県人事委員会事務局のみで受け付ける。
受験申込方法	ア 受験申込書に必要な事項を記入して提出すること。 イ 郵送の場合は、必ず簡易書留郵便にすること。
受験申込先	鹿児島県人事委員会事務局総務課

(注) 本試験に申込みを行った者は、6月に実施する上級試験(全試験区分)に申込みはできない。

## 5 採用候補者名簿の作成方法

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿に成績順に登載される。
- (2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間である。

## 6 給与

給与は、鹿児島県職員の給与に関する条例等に基づき支給される。

平成29年 2 月 28 日時点で適用されている現行条例によれば、行政職給料表では、基準となる給料月額が178,600円となり、職務経験等のある場合には、この額に一定の基準で加算されることがある。このほか、通勤手当、住居手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が、それぞれの手当支給条件に応じて支給される。

## 7 その他

試験の詳細については、別に試験案内を交付する。

## 8 問合せ先

鹿児島県人事委員会事務局

郵便番号 890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号 県庁(行政庁舎)12階

電話(直通) 099-286-3893, 099-286-3894

## 公安委員会規則

鹿児島県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 2 月 28 日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

### 鹿児島県公安委員会規則第2号

鹿児島県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県警察職員の配置定員に関する規則(昭和37年鹿児島県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「373人」を「377人」に改め、同条第3号中「6人」を「2人」に改める。

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

鹿児島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 2 月 28 日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

鹿児島県公安委員会規則第3号

鹿児島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則  
鹿児島県警察の組織に関する規則（平成6年鹿児島県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第23条第8号中「中型自動車免許」の次に「，準中型自動車免許」を加える。

附 則

この規則は，平成29年3月12日から施行する。

.....  
交番，駐在所等の名称，位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年2月28日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

鹿児島県公安委員会規則第4号

交番，駐在所等の名称，位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則  
交番，駐在所等の名称，位置及び所管区に関する規則（昭和39年鹿児島県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表種子島警察署の項を次のように改める。

種子島警察署	西之表交番	西之表市西之表	西之表市西之表，住吉，池田，鴨女町，栄町，桜が丘，天神町，西町，東町，現和，安納，馬毛島
	国上駐在所	西之表市国上	西之表市国上，伊関
	古田駐在所	西之表市古田	西之表市古田，安城
	中種子交番	中種子町野間	中種子町野間，増田，納官，油久，牧川，坂井，田島
	南種子交番	南種子町中之上	南種子町中之上，中之下，荃永，平山，島間，西之

附 則

この規則は，平成29年3月24日から施行する。

.....  
鹿児島県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年2月28日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

鹿児島県公安委員会規則第5号

鹿児島県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則  
鹿児島県暴力団排除条例施行規則（平成26年鹿児島県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第3号中「同条第11項第3号」を「同条第13項第4号」に改める。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第24号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は，遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成29年2月28日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CRコブラ4L3-T	株式会社ニューギン	6P1717
ぱちんこ遊技機	ちょいパチスーパーわんわん39	株式会社三洋物産	6P0555
ぱちんこ遊技機	CRシルバーダイヤモンドSCA	株式会社三洋物産	6P1638
ぱちんこ遊技機	CR花満開～天ノ舞～ZB5	株式会社ソフィア	6P1687
ぱちんこ遊技機	CR花満開～天ノ舞～ZB4	株式会社ソフィア	6P1713
回胴式遊技機	ロイヤルマハロ/KT-30	株式会社北電子	5S1419
回胴式遊技機	スーパーミラクルジャグラー/KU	株式会社北電子	6S0391
回胴式遊技機	テイルズオブシンフォニア/KP	株式会社北電子	6S1671
回胴式遊技機	パチスログラップラー刃牙N	株式会社七匠	6S1677
回胴式遊技機	ジャックポット/W5	株式会社ヤマ	6S1731
回胴式遊技機	熊酒場2/NC	ネット株式会社	6S1627
回胴式遊技機	賞金首2/NE	ネット株式会社	6S1679